

支援事業・制度の概要

分野	①産業振興 ③観光・交流
活用する場面	V「地域の拠点となる施設等整備したい」場面
事業・制度の名称	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
趣旨	貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組みやこれに付帯する施設の整備等の取組みを支援する。
実施主体	農業者、営農組織、農業法人、NPO法人、地域耕作放棄地対策協議会等
支援対象事業	1 再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する活動） ① 再生作業（障害物除去、深耕、整地等及び土づくり） ② 営農定着 ③ 経営展開（経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作等） 2 施設等補完整備
採択要件、補助要件	○地域耕作放棄地対策協議会が作成する耕作放棄地再生利用実施計画に基づき実施されるものであること。 ○荒廃農地の発生・解消状況に関する調査でA分類（再生利用が可能な荒廃農地）に区分された農地であること。 ○作物の栽培を行うに当たり、障害物除去・深耕・整地等及び土づくりに一定以上の労力と費用を投入する必要がある農用区域内の農地であること。（麦、大豆、飼料作物、そば、なたね等の戦略作物を栽培する場合は、農用地区域外も可） ○賃貸借、使用貸借、所有権移転等による5年間以上の耕作が見込まれること。（戦略作物を栽培する場合は、農地所有者も可）
補助率、補助限度額等	1 再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する活動） ① 再生作業（障害物除去、深耕、整地等及び土づくり） 5万円/10a（取組初年度） ② 営農定着 2. 5万円/10a（1年間） ③ 経営展開（経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作等） 定額 2 施設等補完整備 ① 用排水施設、農業用機械・施設等の整備 事業費の1/2 ② 小規模基盤整備 2. 5万円/10a
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	地域耕作放棄地対策協議会において、随時受け付け（事業着手前に手続きが必要）
事業実施年度	平成21年度～25年度
県の担当窓口	農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室 農地活用係 内線2552 FAX 089-912-2564
関係省庁、団体等	農林水産省
関係URL	http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/